ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市が実施する補助事業に基づき、一般財団法人旭川産業創造プラザ(以下「財団」という。)業務方法書第11条の規定により、ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、旭川市内の企業等が行う新製品・新サービス開発、販路拡大、設備 投資に関する事業に対し、その必要となる経費の一部を旭川市から間接補助することに より、中小企業・小規模事業者の事業継続、拡大を図ることを目的とする。

(対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 新製品・新サービス開発 既存の技術や新たな技術を活用して、新しい製品やサービスの開発を行う事業
 - (2) 販路拡大 売上向上に資する販売促進活動や、新たな販路を拡大・開拓するためWeb媒体や 印刷物などを作成する事業等
 - (3) 設備投資

生産能力の拡大や生産効率、又はサービスの向上などを目的とした、機械設備(有 形固定資産)やソフトウエアや商標権(無形固定資産)などを新たに導入する事業等

(対象事業者)

第4条 補助の対象となる事業者は、旭川市内に主たる事業所を有し、確定申告を行って おり、既に新北海道スタイルに取り組んでいる旭川市中小企業振興基本条例第2条第1 号に規定する中小企業及び旭川市内に在住している小規模事業者(個人事業主含む)と する。ただし、みなし大企業は対象とならない。

(対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものであって、補助対象期間内に支 出するものに限る。なお、消費税及び地方消費税を差し引いたものとする。
 - (1) 旅費交通費
 - (2) 通信運搬費
 - (3) 試作品原材料費
 - (4) 設備費(機械装置費)
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 外注費(業務委託費を含む)
 - (7) 諸謝金
 - (8) 手数料

(9) 広告宣伝費

(補助金額)

第6条 補助金額は、1件当たり50万円以内、補助率は5分の4とし、当該年度の予算 の範囲内とする。また、補助金額に千円未満の端数があるときには、当該端数金額を切 り捨てた額とする。

(補助対象期間)

第7条 補助の期間は、2021年4月1日から2021年12月31日までに支出を完了した経費とする。

(申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、財団の定める日までに、事業申請書(様式 第1号)に、次に掲げる関係書類を添付して申請するものとする。
 - (1) 事業計画書(様式第1号-1)
 - (2) 履歴事項全部証明書、又は開業届の写し
 - (3) 直近の決算書及び勘定科目内訳明細書、又は確定申告書の写し(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費明細書、個別注記表の写し等)
 - (4) 新北海道スタイルに取り組んでいる証明
 - (5) 市税の納税証明書 (完納) 補助申請時点で最新のもの

(審査及び決定)

- 第9条 財団は、前条の申請書を受理したときは、専門家等による審査を経て、申請の採 否及び補助額を決定するものとする。
- 2 財団は、必要があると認めるときは、審査の前に現地調査(審査前ヒアリング)を実施することができる。
- 3 財団は、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の意見を求めることができる。

(決定の通知)

第10条 財団は、補助申請の採否及び補助金額を決定したときは、速やかに申請者に通知(様式第2号又は様式第3号)するものとする。

(変更申請等)

- 第11条 前条の交付決定の通知(様式第2号)を受けた者(以下「補助対象者」という。)
 - は、次のいずれかに該当するときは、事前に財団の指示を受け、変更申請等(様式第4
 - 号)を提出し、その承認を受けるものとする。
 - (1) 補助対象事業の内容を変更するとき。
 - (2) 補助対象事業に要する経費の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないおそれのあるときは、速や

かに財団に報告し、その指示を受けること。

- 3 補助対象者は、補助金を補助対象事業以外の用途に支出してはならない。
- 4 補助対象者は、補助対象事業の進捗状況報告を求められたときは、速やかに財団に報告すること。(様式第5号)

(報告)

第12条 補助対象者は、補助対象事業が完了し、補助対象経費の支払いを終えたときは、 事業完了後30日以内に、事業完了報告書(様式第6号)、事業実績報告書(様式第6号 -1)、事業精算書(様式第6号-2)に支出証拠書類の写しを添えて、財団に提出する ものとする。ただし提出期限は、採択年度の1月5日を越えないこととする。

(補助金額の確定)

- 第13条 財団は、前条の規定による事業完了報告書の提出があった場合で、報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助事業者は、第1項の確定通知書を受領後、速やかにガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金請求書(様式第8号)を財団に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第14条 補助対象者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金交付の決定の内容、又はこれに付した条件に相違していると認められるときは、財団は補助金の交付の全部、 又は一部を取消すことができる。
- 2 前項の規定は、対象事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適 用する。
- 3 財団は、補助金交付決定の全部、又は一部を取消した事業者に対し、補助金の返還を 命ずることができる。

(帳簿等の整備)

第15条 補助対象者は、対象事業の経理についてその他の経理と明確に区分し、その収支の事実を明らかにするとともに、その会計簿及び収支に関する証拠書類等を事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金 申請書

年 月 日

(EJJ)

一般財団法人旭川産業創造プラザ 理事長 新 谷 龍 一 郎 様

(申請者)所在地企業等名称代表者職氏名

ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金を希望するため、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事 業 名
- 2 事業実施期間着手年月日完了年月日
- 3 総事業費 円
- 4 希望補助額 円 (上限50万円)
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第1号-1)
 - (2) 履歴事項全部証明の写し、又は開業届の写し
 - (3) 直近1か年の決算書又は確定申告書の写し
 - (4) 新北海道スタイルに取り組んでいる証明
 - (5) 市税の納税証明書(完納)
 - (6) 申請書及び事業計画書、関係書類の電子ファイル
 - (7) その他(

事業計画書

■申請者

商号又は名称				
所在地	₸			
代表者職氏名				
業種		創業・設立		
資本金	千円	従業員数	名	
担当者所属		担当者職氏名		
連絡先 TEL		連絡先 FAX		
会社概要 (主な事業内容)				
URL	http://			
E-mail				

■事業計画

事業計画名 (30 文字以内) ※採択時に公表します						
事業概要 (100文字以内) ※採択時に公表します						
事業区分 (どれか一つ選択)	□ 新製品・新□ 販路拡大□ 設備投資	iサーヒ	ごス開発			
事業期間	年	月	日から	年	月	日まで

事 業 目 的	
事 業 内 容	
期待される効果	

■補助事業費

(1) 経費明細書

経費区分	金額	積算根拠
事業費計		

(2) 資金調達内訳

(単位:円)

(単位:円)

<補助事業全体に要する経費調達一覧> <補助を受けるまでの資金>

区分	事業に要する経費	資金の調達先
自己資金		
補助申請額		
借入金		
その他		
合計額		

区分	事業に要する経費	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合計額		

■今後3年間の収益計画

(単位:千円)

項目	直近の 決算年度 年 月	1 年後 年 月	2 年後 年 月	3 年後 年 月
売 上 高				
売上原価				
売上総利益				
経費				
人 件 費				
その他の経費				
営業利益				

- ※記入欄は適宜調整し、5ページ以内で作成してください。
- ※見積書や説明資料、図面等があれば参考資料として添付してください。
- ※提出された申請書類等は返却しません。

 旭産創
 第
 号

 年
 月
 日

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ 理事長 新 谷 龍 一 郎

ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金に係る通知書(交付決定)

年 月 日付けで申請のあったガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金について、次のとおり交付の決定をしたので、ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金実施要領(以下「要領」という。)第10条の規定に基づき通知します。

- 1 対象事業名
- 2 補助金交付決定額 金

円

ただし、次の条件を付します。

(1) 完了報告書の提出について

事業完了後は、要領第12条の規定に基づき補助事業が完了した日から30日以内に、ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金完了報告書(様式第6号)を提出してください。ただしの提出期限は、2022年1月5日を越えないこととします。

(2)調査等の実施について

要領に基づき必要と認めたときは、関係書類の提出を求め又は実地調査を実施します。

(3)補助金額の確定について

実績報告書の内容の審査及び上記(2)の必要に応じて行う実地調査等の結果を踏ま え、その報告に係る事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に 適合すると認めたとき、交付する補助金額を確定します。

(4) 事業の内容の変更について

申請した補助事業の内容に変更があるときは、要領第11条の規定に基づき当財団の指示又は承認を受けてください。

(5) 交付決定の取消し、補助金の返還について

事業の申請や執行等が不適当と認められるときは、要領第14条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消し、要領第14条第2項の規定に基づき既に補助金を交付しているときは、その返還を命じることがあります。

 旭産創
 第
 号

 年
 月
 日

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ 理事長 新 谷 龍 一 郎

ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金に係る通知書

年 月 日付けで申請のあったガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金について、不採択となりましたので、ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金 実施要領(以下「要領」という。)第10条の規定に基づき通知します。

今後の貴社の益々のご発展を心より祈念いたします。

ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金変更申請書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ 理事長 新 谷 龍 一 郎 様

(申請者)所在地企業等名称代表者職氏名

(EJ)

年 月 日付旭産創第 号で交付の決定を受けたガンバル中小企業・小規模 事業者応援事業補助金の対象事業に関し、次のとおり変更することについて承認を受けた いので、ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金実施要領第11条の規定により 申請します。

- 1 変更理由
- 2 変更内容
- 注 1 この様式は、対象事業等の内容変更、対象事業等に要する経費の配分の変更等の 承認申請の場合に使用すること
 - 2 「 年 月 日付旭産創第 号」については、当初の交付決定の年月 日、番号を記載すること。
 - 3 この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式(「事業計画書」(様式第1号-1)によるものとし、計画書の変更については下線で追記し、予算書の変更は変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金に係る事業進捗状況報告書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ 理事長 新 谷 龍 一 郎 様

(申請者)所在地企業等名称代表者職氏名

年 月 日付旭産創第 号により通知のあったガンバル中小企業・小規模事業者応援事業の進捗状況について、ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金実施要領第11条第4項の規定により報告します。

- 1 事業名
- 2 事業の進捗状況 (詳細を記入 別紙対応可)
- 3 今後の概要とスケジュール (詳細を記入 別紙対応可)
- 4 事業費の支出状況(区分ごとの詳細を記入 別紙対応可)
- 5 添付資料 (写真等)

ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金完了報告書

年 月 日

(EJJ)

一般財団法人旭川産業創造プラザ 理事長 新 谷 龍 一 郎 様

(申請者)所在地企業等名称代表者職氏名

年 月 日付旭産創第 号で交付の決定を受けたガンバル中小企業・小規模 事業者応援事業補助金の対象事業が完了したので、ガンバル中小企業・小規模事業者応援 事業補助金実施要領第12条の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて報告します。

 対象事業名

 交付決定額
 金

- 1 事業実績報告書 別紙 様式第6号-1
- 2 事業精算書 別紙 様式第6号-2

事業実績報告書

商号又は名称							
所 在 地							
代表者職氏名							
	担当者職氏名						
担 当 者	電話					FAX	
	E-mail				@		
事業計画名							
事業期間		年	月	日	~	年 月 日	
事業実施結果							
実施による効果							
備考							

[※]枚数制限はありませんので、記入欄は適宜調整して御使用ください。

[※]本事業に係る写真、パンフレット、新聞・雑誌等の記事があれば添付してください。

事業精算書

		事業費内訳 (関係資	・料:別添のとおり 単位:円)			
経費区分	予 算 額		精 算 額			
			うち補助金			
合計						
	資 金 計 画					
			(単位:円)			
区分	予算額	精算額	摘 要			
補助金			(一財) 旭川産業創造プラザ			
自己資金						
借入金						
その他						
合計						

 旭產創第
 号

 年
 月

 日

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ 理事長 新 谷 龍 一 郎

ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のあったガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金完了報告書について、内容等を審査した結果、次のとおり補助金額を確定したので、ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金実施要領第13条第1項の規定に基づき通知します。

対象事業名		
交付決定額	金	円
確定額	A	
11住	₹ 1 .	

ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金請求書

年 月 日

(EIJ)

一般財団法人旭川産業創造プラザ 理事長 新 谷 龍 一 郎 様

(申請者)所在地企業等名称代表者職氏名

年 月 日付旭産創第 号により確定通知を受けた標記の補助金について、 ガンバル中小企業・小規模事業者応援事業補助金実施要領第13条第2項の規定に基づき、 次のとおり請求します。

1	事	業	名		
2	交付	†決兌	官額	<u>金</u> 円	
3	請	求	額	<u>金</u> 円	
4	振辽	先口	口座	(銀行,信用金庫,信用組合)	<u>店</u>
				口座番号(当座・普通)	
				口座名義(カナ)	